

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、営業業務に従事していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月以降、請求人の業務内容について、雇用主からの批判が厳しくなり、業務終了時間外に、請求人の報告を聞かずに一方的に叱責を受けるなどの出来事があり、同年〇月から、全身倦怠、頭痛、意欲低下、下痢等の症状が続いたため、医師に相談したという。請求人は、同月〇日、Cクリニックに受診し、「適応障害」と診断された。
- 3 本件は、請求人が、精神障害を発病したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対して休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、同処分の取り消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたため、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだ。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁

(略)

#### 第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、D医師の平成〇年〇月〇日付け意見書を踏まえた上で、請求人は、平成〇年〇月〇日頃にICD-10診断ガイドラインにおける「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病し、平成〇年〇月〇日頃には本件疾病が悪化したと述べている。

当審査会としても、請求人の症状の経過等に照らすと、専門部会の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会は、その取扱いを妥当と判断することから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷を検討すると、次のとおりである。

##### ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

##### イ 「特別な出来事以外」について

(ア) 請求人は、業務による心理的負荷となった出来事として①同僚とのトラブルがあった及び②上司とのトラブルがあったなどの出来事を主張しているので、以下検討する。

(イ) 上記①の出来事について、請求人は、平成〇年〇月〇日夕刻、トラック運行の手配を担当する会社E営業所の事務担当Fから、同年〇月第1週の集荷は行わないと一方的に告げられ、他の社員との交渉により、集荷の段取りは調整できたものの、F及び会社の教育に対して憤りを感じ、不愉快さと疲労感から数日年休を取得するに至ったと述べている。

この点、Fは、同年〇月第1週の集荷は行わないとの発言をしたことを否定した上、「トラック運行の手配については、先ず、トラック運転手が集荷予定を立て、予定がパソコンに入力される。営業担当者は当該入力内容を確認し、必要に応じて、直接、運転手と集荷予定日時の変更について調整することは珍しいことではない。請求人以外の営業担当者も行っている。」と述べている。

当審査会としては、仮に請求人が主張するような内容のFの発言があったとしても、その経緯と内容からみて、同僚とのトラブルであるとは判断し得ず、その後の業務への支障がなかったことから、認定基準別表1が列挙する業務による心理的負荷をもたらす出来事とは言えないものと判断する。

(ウ) 上記②の出来事について、請求人は、平成〇年〇月〇日午後〇時頃、会社社長のGから、請求人の携帯電話にI地域の案件について確認の連絡が入り、その際、これまでの営業活動が不十分であると一方的に叱責を受けたと述べている。

この点について、Gは、緊急時を除き、所定労働時間外に社員に電話をかけることはなく、当時の事情については、複数回請求人の方から連絡が入ったことから対応したものであると述べており、同僚のJも、工作上緊急を要する場合以外に所定労働時間外に電話連絡が入ることはないと述べている。さらに、電話の内容についても、Gは、電話の内容にI地域の案件が含まれていた可能性は認めつつも、話したとしても営業活動の状況確認程度に過ぎず、厳しい言葉遣いはしていないと述べている。

ただし、この点、Gについて、Jは、「ベテランである請求人には多少口調がきつくなることは考えられる。」と述べているところ、当審査会としては、請求人に対して、多少強い口調による指導があった可能性は否定できないものであると判断する。

以上の事情を総合的にみると、I地域の案件について、請求人とGとの間で電話によるやり取りがあり、その際には、ある程度強い口調での指示・指導があった可能性は否定できないことから、同出来事を認定基準別表1の具体的出来事の類型「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめて検討することは相当であると考え。もっとも、その指導内容は一般的な業務指導の範囲内にとどまり、当該やり取りの後、周囲から客観的に認識されるような対立も生じていたとは認め難いという事情に鑑みると、その心理的負荷の強度を「弱」であるとした審査官の決定は、妥当なものであると判断する。

(4) なお、請求人は、平成〇年〇月〇日頃から本件疾病が悪化した原因として、「慰労会の席上、Gから退職を強要されたこと」、「資料を相当程度、コピーして自席に置いていたことが、情報管理上問題があるとして、計4回に及ぶ始末書の提出を指示されたこと」等、縷々主張している。当審査会としては、一件記録を改めて精査したものの、これらの主張については、決定書理由において説示しているとおり、悪化前6か月間において、「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」という認定基準別表1に定める「特別な出来事」に該当する出来事であるとは判断できない。

(5) 上記のとおり、請求人には、業務による心理的負荷の総合評価が「弱」の出来事が1つ認められるものの、その全体評価は「強」には至らず、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

また、請求人のその他主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおりであるので、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとは認められず、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。